

## 社会福祉法人詫間福祉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日～ 2026年 3月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：全職員（常勤）の年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間 14 日以上とする。

### <対策>

- 2021年 4月～毎年度の年次有給休暇の取得状況を把握し、各部署の主任に周知する。  
各部署における問題点を検討する。
- 2022年 4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定して試行する。